

商 品 名	定額貯金
ご 利 用 いただける方	●個人及び法人その他団体（非居住者の方等、ゆうちょ銀行所定の方を除きます。）
据 置 期 間	●預入日から起算して6か月
預 入 金 額	●1,000円以上、1,000円単位 ●1口の預入金額は、1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、100万円、300万円 ※ATMにより預入する場合及び総合口座（通常貯蓄貯金でご利用の場合を除きます。）で管理する定額貯金（担保定額貯金）の場合の1口の預入金額は、預入金額が割り切れる最大の金額が適用されます。 ※1口の預入金額によっては、利子額や税額の計算上、受取金額が異なる場合があります。
預 入 方 法	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で預入ができるほか、ゆうちょ銀行のATMでも預入ができます。 また、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）をご利用の方は、パソコン等を利用して預入ができます（担保定額貯金に限ります。）。 ※ゆうちょダイレクトでは、通常貯金の払戻金を預入金に充てる方法での預入に限ります。 ※本人特定事項等の確認がお済みでない総合口座でのゆうちょダイレクトによる預入はお取扱いいたしません。 ●無通帳型総合口座における担保定額貯金の預入はお取扱いいたしません（指定日預入の取扱いを除きます。）。
払 戻 方 法	●据置期間の経過後、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で口数単位での払戻しができます。 ※選択した1口の預入金額を分割しての払戻しはできません。また、担保定額貯金は、口数単位での払戻しができません。 ※担保定額貯金は、預入日から起算して10年が経過した場合には、自動的に払い戻し、払戻金の全部を通常貯金に振り替えて預入します。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。 ●無通帳型総合口座における担保定額貯金の払戻しは、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）により手続きしてください。払戻金の全部を通常貯金に振り替えて預入します。 なお、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口での払戻しはお取扱いいたしません。
利 率	●預入時の利率を約定利率として預入日から起算して最長10年間適用します。 ※ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに郵便局の貯金窓口に表示する利率を適用します。 ※預入後3年までは6か月ごとの段階利率となっており、預入日から起算して10年間は預入から払戻しまでの期間に応じた利率を預入時にさかのぼって適用します。 ※据置期間内に払い戻す場合には、据置期間内払戻利率を適用します。 ※預入日から起算して10年が経過した後は、通常貯金の利率を目安とした利率を適用します。
利 子 計 算	●月割計算で、半年複利の方法で計算します。 ●預入日から起算して10年が経過した後は、毎年3月31日を区切り、4月1日に利子を元金に加えます。
利 子 課 税	●個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※障がい者の方等は、利子を非課税とすることができます。 ●法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）
据置期間内 払戻利率	●通常貯金の利率を目安とした利率とします。
付加できる 特約事項	●ご指定の日に、通常貯金の払戻金を振り替えて預入する取扱い（指定日預入の取扱い）がご利用いただけます。 ※指定日預入の取扱いは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金

	<p>窓口でのお取扱いに限ります。</p> <p>※指定可能な日は、申込日の翌日から申込日の6か月後の応当日までの間の日です。ただし、月により6か月後の応当日がない場合には、当該月の最終日までに限ります。また、1月1日、同月2日及び同月3日並びに5月3日、同月4日及び同月5日は指定できません。</p> <p>●預入日から起算して10年が経過した場合に、自動的に払い戻し、払戻金の全部を通常貯金に振り替えて預入する取扱い（満期振替預入の取扱い）がご利用いただけます（担保定額貯金は、特にお申出がなければ満期振替預入の取扱いとなります。）。</p>												
<p>そ の 他</p>	<p>●担保定額貯金（貯金担保自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。）として預入している場合において、通常貯金の残高を超える払戻しの請求があったときは、自動的に「貯金担保自動貸付け」の取扱いが受けられます。</p> <p>●ゆうちょダイレクトにより預入された担保定額貯金及び無通帳型総合口座で管理する担保定額貯金は、貯金担保自動貸付けの取扱いの廃止ができません。</p> <p>●残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき 510 円の手数料が必要となります。</p> <p>※手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。</p> <p>●非課税をご利用いただける方については、非課税をご利用いただける方であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。</p> <p>●ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま 1,300 万円（平成 19 年 9 月 30 日までに預入された定期性の郵便貯金（お一人さま 1,000 万円まで）を含みます。）までとなっています。</p> <p>なお、財産形成定額貯金等は、これとは別枠でご利用いただけます。</p> <p>●この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本 1,000 万円までとその利子が保護されます。</p> <p>●この貯金には、定額貯金規定その他関係規定が適用されます。</p> <p>●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。</p> <table border="1" data-bbox="391 1146 1414 1370"> <tr> <td colspan="2">ゆうちょコールセンター</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）</td> </tr> </table> <p>●ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="391 1406 1414 1518"> <tr> <td colspan="2">一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>0570-017109 又は 03-5252-3772</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）</td> </tr> </table>	ゆうちょコールセンター		電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。	受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室		電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772	受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）
ゆうちょコールセンター													
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。												
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）												
一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室													
電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772												
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）												

平成30年4月2日現在